

尼崎市地域公共交通会議における傍聴取扱要領

(目的)

第1条 この要領は尼崎市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の会議の傍聴に関する必要事項を定めるものとする。

(傍聴の取扱)

第2条 交通会議の会議は傍聴することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、交通会議の決議により、全部又は一部の傍聴を認めないことができる。

ア 尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号。以下「情報公開条例」という。）第7条各号のいずれかに該当すると認められる情報に関する事項の協議

イ その他傍聴させることが公正又は円滑な協議に支障となる場合

(会議開催の周知)

第3条 交通会議の開催日時等の周知を図るため、会議の開催日の概ね一週間前から、日時、場所、議題及び傍聴者数等を記載した交通会議開催の通知を市役所本庁舎北館1階掲示板への掲示又は尼崎市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）上への掲載等により行うほか、可能な範囲で市報あまがさきへの掲載により行うものとする。

(傍聴人の定員)

第4条 会議の傍聴人（尼崎市政の報道の任務に当たる者（尼崎市政記者クラブの構成員である記者に限る。以下「報道関係者」という。）及び尼崎市議会議員である者（以下「報道関係者等」という。）を除く。）の定員は、10人を限度とし、交通会議の開催場所の規模等を勘案して、会長が決める。

(傍聴の手続き等)

第5条 会議の傍聴を希望する者（以下「希望者」という。）は、当該会議の開会時刻の30分前から15分前までの間に当該会議の開催場所の前に参集し、会議の会場の入口付近に備え付けられた傍聴受付簿に必要事項を記入するものとする。

2 希望者が前条に規定する定員（以下「定員」という。）を超える場合は、くじで傍聴人を決定するものとする。

3 開会時刻の15分前を経過した後に会議の傍聴を申し出た者は、その申出の時点で定員の範囲内で人数に余剰がある場合は、先着順で傍聴することができる。

4 第1項の規定は、前項の規定により傍聴することができる者

について準用する。この場合において、第 1 項中「会議の開
会時刻の 30 分前から 15 分前までの間に当該会議の開催場所
の前に参集し、会議」とあるのは、「会議」と読み替えるもの
とする。

(傍聴券の受取等)

第 6 条 希望者（前条第 2 項の規定によりくじで傍聴人が決定
されたときは、その決定を受けた者）及び同条第 3 項の規定
により傍聴することができる者（以下これらの者を「傍聴者」
という。）は、事務局の職員から傍聴券の交付を受け、これを
所持して傍聴席に着席しなければならない。

2 傍聴券を所持していない者は、会議を傍聴することができな
い。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終えたときは、傍聴券を
事務局の職員に返還しなければならない。

(傍聴することができない者)

第 7 条 次のいずれかに該当する者は、交通会議の傍聴をする
ことができない。

ア 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯して
いる者

イ 酒気を帯びていると認められる者

ウ 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を
携帯している者

エ はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、
又は携帯している者

オ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又は、ラジオ、拡声器、
その他音声を発する機器を携帯している者

カ 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがある等傍
聴させることが適当でないと会長が認めた者

2 未就学児は、傍聴することができない。ただし、保護者等が
随伴し、かつ、傍聴席において静穏な状態を維持できるもの
と会長が認めた場合は、この限りでない。

(傍聴者の守るべき事項)

第 8 条 傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守るもの
とする。

ア みだりに傍聴席を離れないこと。

イ 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。

ウ 私語、談話、拍手等をしないこと。

エ 飲食又は喫煙をしないこと。

オ 携帯電話は使用せず、その電源を切ること。

カ その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

キ 会長又は事務局の職員の指示に従うこと。

2 傍聴者は、メモをとることができる。

3 会長は、傍聴者がこの要領のいずれかに違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、その者に対して退場させることができる。

(写真、映像等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴者は、会議の会場において写真、映像等を撮影し、又は録音等を行うことができない。

(会議が非公開となる場合の傍聴者の退場)

第10条 傍聴者は、第2条の規定により会議が公開されないと決せられたときは、速やかに、退場しなければならない。

(会議資料の取扱い)

第11条 会議資料は、原則として傍聴者に配布するものとする。ただし、次のいずれかに該当する事項については、当該会議資料の全部若しくは一部を配付せず、又は当該会議資料の一部を明示せずに配付することができる。

ア 情報公開条例第7条各号のいずれかに該当すると認められる事項

イ 当該会議資料の全部を配付し、又は明示することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じ、又はそのおそれがあると会長が認める事項

2 前項の規定により配付された資料は、会議終了後に事務局の職員が回収するものとする。

3 会議資料は、会議終了後に市ホームページで公表する。

4 第1項ただし書の規定は、前項の規定により会議資料を公表する場合について準用する。この場合において、第1項ただし書の規定中「配付せず」とあるのは「公表せず」と、「配付する」とあるのは「公表する」と、「配付し、又は明示する」とあるのは「公表する」と、「より」とあるのは「より今後の会議において」と読み替えるものとする。

(報道関係者等)

第12条 第5条第1項及び第6条から前条までの規定は、報道関係者等について準用する。この場合において、同項中「開会時刻の30分前から15分前までの間」とあるのは「開会時刻まで」と、第6条第1項、第7条及び第8条第1項「傍聴

席」とあるのは「報道関係者・議員席」と読み替えるものとする。

- 2 前項において準用する第9条の規定にかかわらず、報道関係者は、同項において読み替えて準用する第5条第1項の規定による傍聴受付簿への記入の際、写真又は映像の撮影の許可を会長に願い出て、会長の許可を得たときは、議事に入る前に限り撮影を行うことができる。
- 3 前項の規定による願出は、写真撮影等許可願を提出することにより行わなければならない。
- 4 会長は、第2項の許可については、あらかじめ会議に諮って行うものとする。

付 則

この要領は平成26年11月26日から施行する。

(施行期日)

この要領は令和6年4月22日から施行する。